○生活安全許可等事務処理要領

平成 27 年３月 31 日
生 企 第 1853 号
警 察 本 部 長

生活安全許可等事務処理要領の制定について（通達）

（概要）

本通達は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）、古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）、火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）、質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第６号）、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 15 年法律第 83 号）、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和７年法律第 75 号）及び埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例（令和２年埼玉県条例第 29 号）に規定する当該営業等に係る許可、認定、登録等の申請又は届出（変更に係るものを含む。）に対する埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による審査等の事務を適正に行うための基本的事項を定めている。